

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年7月3日
【会社名】	日本プラスチック株式会社
【英訳名】	NIHON PLAST CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 広瀬 信
【本店の所在の場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544 - 58 - 6830 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 大村 貴史
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544 - 58 - 6830 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 大村 貴史
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月27日開催の第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき3円00銭（中間配当を含め年7円50銭）

配当総額 49,282,806円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,400,000,000円のうち、5,400,000,000円（全額）

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,400,000,000円

第2号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少の件

1. 減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 3,184,500,670円のうち、2,382,000,000円

利益準備金 459,015,670円のうち、459,015,670円（全額）

2. 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成25年7月22日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 当社は、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を目的として、平成25年4月19日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議。これに伴い現行定款第18条の取締役の定員を20名以内から10名以内に変更する。

2. 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、現行定款第20条の任期につき所要の変更を行う。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、広瀬信、須藤亘、鈴木睦男、永野博久、向笠完、渡辺隆雄の6氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成25年3月31日に辞任により取締役を退任されました郡幸弘氏ならびに、本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたします新井明夫氏、堀川尚希氏、内田宏巳氏、新浜隆則氏、杉山剛夫氏の6氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額37,500千円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率 (%)	可否
第1号議案	131,793	299	0	99.77	可
第2号議案	131,760	332	0	99.75	可
第3号議案	131,871	221	0	99.83	可
第4号議案					
(1) 広瀬 信	130,930	1,162	0	99.12	可
(2) 須藤 亘	131,529	563	0	99.57	可
(3) 鈴木 睦男	131,540	552	0	99.58	可
(4) 永野 博久	131,537	555	0	99.58	可
(5) 向笠 完	131,534	558	0	99.58	可
(6) 渡辺 隆雄	131,543	549	0	99.58	可
第5号議案	130,291	1,801	0	98.64	可
第6号議案	131,143	949	0	99.28	可

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案、第2号議案、第5号議案、第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使および当日出席の一部の株主の賛否確認により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができない議決権の数は加算していません。